

改 正 後	改 正 前
<p>第35条第1項第13号関係 瑕疵担保責任の履行に関する措置について（規則第16条の4の2関係） 1 規則第16条の4の2第1号から第3号までについて 規則第16条の4の2第1号から第3号までに掲げる瑕疵担保責任の履行に関する措置を講ずる場合には、「その措置の概要」として、少なくとも次に掲げる事項を説明することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保証保険契約又は責任保険契約にあつては、当該保険を行う機関の名称又は商号、保険期間、保険金額及び保険の対象となる宅地建物の瑕疵の範囲 保証保険又は責任保険の付保を委託する契約にあつては、当該保険の付保を受託する機関の名称又は商号、保険期間、保険金額及び保険の対象となる宅地建物の瑕疵の範囲 保証委託契約にあつては、保証を行う機関の種類及びその名称又は商号、保証債務の範囲、保証期間及び保証の対象となる宅地建物の瑕疵の範囲 <p>例えば、新築住宅の売主Aが当該住宅を機関Bに登録し、機関Bが当該登録に基づいて売主Aの瑕疵担保責任に関する責任保険の付保を行う場合には、機関Bへの登録に基づき機関Bが売主Aの瑕疵担保責任に関する責任保険の付保を行う旨、保険期間、保険金額及び保険の対象となる瑕疵の範囲を説明することとする。 当該措置の概要として、当該措置に係る契約の締結等に関する書類を別添することとして差し支えない。</p> <p>当該宅地又は建物が宅地の造成又は建物の建築に関する工事の完了前のものである等の事情により、重要事項の説明の時点で瑕疵担保責任の履行に関する措置に係る契約の締結が完了していない場合にあっては、当該措置に係る契約を締結する予定であること及びその見込みの内容の概要について説明するものとする。</p> <p>2 規則第16条の4の2第4号について 規則第十六条の四の二第四号に掲げる瑕疵担保責任の履行に関する措置を講ずる場合には、「その措置の概要」として、次に掲げる事項を説明することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅販売瑕疵担保保証金の供託をする供託所の表示及び所在地 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行令第六条第一項の販売新築住宅については、同項の書面に記載された2以上の宅地建物取引業者それぞれの販売瑕疵負担割合（同項に規定する販売瑕疵負担割合をいう。以下同じ。）の合計に対する当該宅地建物取引業者の販売瑕疵負担金の割合 <p>第37条第1項第11号関係 瑕疵担保責任又は当該責任の履行に関する措置について 本号の規定により契約時に交付する書面に記載すべき宅地建物の瑕疵担保責任又は当該責任の履行に関して講ずべき措置の内容は、次に掲げる事項とする。</p> <p><u>(1) 瑕疵担保責任の内容について定めがあるときは、宅地建物の構造部分、設備、仕上げ等についてその範囲、期間等の具体的内容</u> <u>(2) 規則第16条の4の2第1号から第3号までに掲げる瑕疵担保責任の履行に関する措置を講ずる場合には、次に掲げる事項</u></p> <p><u>① 保証保険契約又は責任保険契約にあつては、当該保険を行う機関の名称又は商号、保険期間、保険金額及び保険の対象となる宅地建物の瑕疵の範囲</u> <u>② 保証保険又は責任保険の付保を委託する契約にあつては、当該保険の付保を受託する機関の名称又は商号、保険期間、保険金額及び保険の対象となる宅地建物</u></p>	<p>第35条第1項第13号関係 瑕疵担保責任の履行に関する措置について（規則第16条の4の2関係） 1 規則第16条の4の2第1号から第3号について 規則第16条の4の2第1号から第3号に掲げる瑕疵担保責任の履行に関する措置を講ずる場合には、「その措置の概要」として、少なくとも次に掲げる事項を説明することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保証保険契約又は責任保険契約にあつては、当該保険を行う機関の名称又は商号、保険期間、保険金額及び保険の対象となる宅地建物の瑕疵の範囲 保証保険又は責任保険の付保を委託する契約にあつては、当該保険の付保を受託する機関の名称又は商号、保険期間、保険金額及び保険の対象となる宅地建物の瑕疵の範囲 保証委託契約にあつては、保証を行う機関の種類及びその名称又は商号、保証債務の範囲、保証期間及び保証の対象となる宅地建物の瑕疵の範囲 <p>例えば、新築住宅の売主Aが当該住宅を機関Bに登録し、機関Bが当該登録に基づいて売主Aの瑕疵担保責任に関する責任保険の付保を行う場合には、機関Bへの登録に基づき機関Bが売主Aの瑕疵担保責任に関する責任保険の付保を行う旨、保険期間、保険金額及び保険の対象となる瑕疵の範囲を説明することとする。 当該措置の概要として、当該措置に係る契約の締結等に関する書類を別添することとして差し支えない。</p> <p>当該宅地又は建物が宅地の造成又は建物の建築に関する工事の完了前のものである等の事情により、重要事項の説明の時点で瑕疵担保責任の履行に関する措置に係る契約の締結が完了していない場合にあっては、当該措置に係る契約を締結する予定であること及びその見込みの内容の概要について説明するものとする。</p> <p>2 規則第16条の4の2第4号について 規則第十六条の四の二第四号に掲げる瑕疵担保責任の履行に関する措置を講ずる場合には、「その措置の概要」として、次に掲げる事項を説明することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅販売瑕疵担保保証金の供託をする供託所の名称及び所在地 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行令第六条第一項の販売新築住宅については、同項の書面に記載された2以上の宅地建物取引業者それぞれの販売瑕疵負担割合（同項に規定する販売瑕疵負担割合をいう。以下同じ。）の合計に対する当該宅地建物取引業者の販売瑕疵負担金の割合 <p>第37条第1項第11号関係 瑕疵担保責任又は当該責任の履行に関する措置について 本号の規定により契約時に交付する書面に記載すべき宅地建物の瑕疵担保責任又は当該責任の履行に関して講ずべき措置の内容については、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 瑕疵担保責任の内容について定めがあるときは、宅地建物の構造部分、設備、仕上げ等についてその範囲、期間等の具体的内容 瑕疵担保責任の履行に関する措置のうち保証保険契約又は責任保険契約について定めがあるときは、当該保険を行う機関の名称又は商号、保険期間、保険金額及び保険の対象となる宅地建物の瑕疵の範囲 瑕疵担保責任の履行に関する措置のうち保証保険又は責任保険の付保を委託する契約について定めがあるときは、当該保険の付保を受託する機関の名称又は商

の瑕疵の範囲

- ③ 保証委託契約にあつては、保証を行う機関の種類及びその名称又は商号、保証債務の範囲、保証期間及び保証の対象となる宅地建物の瑕疵の範囲
当該措置の内容を記載することに代えて、当該措置に係る契約の締結等に関する書類を別添することとして差し支えない。
- (3) 規則第16条の4の2第4号に掲げる瑕疵担保責任の履行に関する措置を講ずる場合には、次に掲げる事項
- ① 住宅販売瑕疵担保保証金の供託をする供託所の表示及び所在地
 - ② 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行令第6条第1項の販売新築住宅については、同項の書面に記載された2以上の宅地建物取引業者それぞれの販売瑕疵負担割合の合計に対する当該宅地建物取引業者の販売瑕疵負担割合の割合

号、保険期間、保険金額及び保険の対象となる宅地建物の瑕疵の範囲

- ・ 瑕疵担保責任の履行に関する措置のうち保証委託契約について定めがあるときは、保証を行う機関の種類及びその名称又は商号、保証債務の範囲、保証期間及び保証の対象となる宅地建物の瑕疵の範囲
瑕疵担保責任の履行に関する措置の内容については、当該措置に係る契約の締結等に関する書類を別添することとして差し支えない。